人権ふれあい集会 2013 🛂

~心のふれあいから人権の芽を育てよう~



7月6日(土)

13時30分開会 (13時開場) 会場:天理市民会館

歌セラピーコンサート

~ココロとカラダに優しい歌薬~

歌手

沢田知可子



- 1 会いたい
- 2 Gift
- 3 幸せになろう
- 4 見上げてごらん夜の星を

※当日、曲目を変更することがあります。

要約筆記

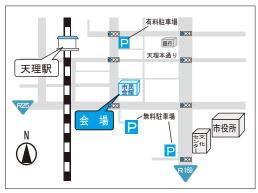




2歳から就学前 (無料/要予約)。 申込みは6月25 日(火)までに人 権センターへ

福祉施設によるバザー

人権啓発パネル展示



※会場には駐車場がありません。最寄りの 公共交通機関または無料駐車場、天理駅 前立体駐車場(有料)をご利用ください。

◆問い合わせ 人権センター (☎65-0130 配65-3872) へ

国民健康保険に加入されている皆さんへ

国民健康保険料賦課限度額は国民健康保険法施行令により国基準が設けられており、平成23年4月から国 基準賦課最高限度額の引き上げが行われていました。

本市においては、平成23年度の引き上げを見送り据え置いていましたが、健全で持続可能な国民健康保険 財政を運営するにあたり、平成24年度から段階的に賦課最高限度額を見直し、平成25年度から国基準賦課最 高限度額に改正させていただくことになりました。加入者の皆さんには、制度・料金改正などの趣旨をご理 解いただき、保険料の納付にご協力をお願いします。

◇賦課最高限度額の改正

改正前(平成24年度)

	医療分	支援分	介護分
所得割額	8.5%	2.0%	2.0%
均等割額	24,000円	7, 500円	8,000円
平等割額	23, 500円	6,000円	7,000円
賦課最高限度額	50万円	13万円	10万円

改正後(平成25年度)

	医療分	支援分	介護分
所得割額	8.5%	2.0%	2.0%
均等割額	24,000円	7, 500円	8,000円
平等割額	23, 500円	6,000円	7,000円
賦課最高限度額	51万円	14万円	12万円

医療分、支援分、介護分毎に計算した年間保険料が賦課最高限度を超えた場合は、超えた額(限度超過額)を差し引き、 保険料は、医療分51万円、支援分14万円、介護分12万円となります。

◆問い合わせ 保険医療課(☎内線709・710)へ